

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第850号 平成26年12月12日

住民登録抹消の子

読売新聞の調査によると、居住実態がないとして住民登録を抹消された18歳未満の子供が昨年度、全国の政令市・県庁所在地等56市区で940人に上る事が分かったとしています（10月27日付読売新聞から）。

住民登録があるのに所在が分からない子供の存在については以前から問題になっており、国においても所在確認を進めていますが、住民登録を抹消された子供は調査対象外との事ですから、一旦戸籍から抹消されてしまうと、追跡調査は極めて困難になります。

また、今回の調査対象は56市区との事ですが、全国には790市、23特別区がある事を考えると、戸籍から抹消されている子の人数はとても940人というようなレベルではないと考えるべきです。

住民登録されていながら、何故、居住実態がないという不可解な事になるのでしょうか。

その原因の一つとしては、他の市町村に転出したのにその手続きをうっかりして忘れたという場合や、転出届に対する認識が足りず手続きを怠っている場合が考えられます。

例えば、大学の進学によって転居したにもかかわらず、いずれ帰省するからと転出入の手続きを怠っているというケースもあります。

また最近では、夫のDVから逃れるために移転先を知られる事を恐れて、転出入の手続きをあえて行わないというケースも少なくないようです。

ただ、子どもに関しては、小・中学校への入学手続き等もありますから、転出入の手続きを怠るというのは普通では考えられません。従って、18歳未満の子どもについて、戸籍がありながら居住実態がないというのは子どもの養育が放棄されているか、あるいは事件に巻き込まれている危険性を疑ってかかるべきだと思います。

今子どもの無戸籍が大きくクローズアップされていますが、住民登録から抹消した後、事件に巻き込まれていた事が発覚するというケースが現に起こっている事を考えると、居住実態が不明という事態の深刻さは看過すべきではありません。

自治体の窓口では、居住実態がないから住民登録を抹消したという事ですから手続き的には正しいという事になるのかも知れませんが、居住実態がないという事の不自然さを考えると、抹消する前にすべきことは多々あるはずで

勿論、市町村における態勢が不十分である事や財政上の制約を考えると、個々の市町村できめ細かく対応していく事には限界があるといわざるを得ません。特に、居住実態のない子どもの追跡調査は、手掛かりが殆どないという状況を考えれば、一自治体の窓口で対応する事は殆ど不可能とあって良いでしょう。

こうした実態を踏まえれば、国と全国の自治体とが一体となって、住民登録を抹消しても所在の追跡が可能となるようなシステムの構築に、早急に取り組んで欲しいと思います。(塾頭：吉田 洋一)